



11月は秋のごどもまんなか月間です

●児童虐待とは

◆**身体的虐待** 殴る・蹴るなどの生命に危険を及ぼす行為など

◆**性的虐待** 児童にわいせつな行為をする・させる など

◆**ネグレクト** 衣食住の世話をしない・通学させない など

◆**心理的虐待** 言葉で脅す・無視する・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

これらは、児童の人権を著しく侵害し、児童の心身の成長や人格形成に大きな影響を及ぼします。

夜間も対応しています。「児童虐待では？」と感じることがあれば連絡してください。

虐待かどうかの判断は、市や児童相談所で行います。市などの調査で虐待の事実がないことが分かって、連絡した人が責任を問われることはありません。また、連絡した人の秘密は守られます。

●相談先

◆市子ども相談センター

◆福岡児童相談所

☎(585)2460

◆福岡児童相談所

☎(586)0023

●虐待を発見したら

虐待かもと思ったら

いち はや く

189

児童相談所 虐待対応ダイヤル (通話料無料)

※一部のIP電話からはつながりません。



「189(いち・はや・く)です。休日・

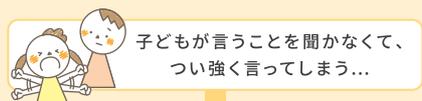
児童相談所全国共通ダイヤルは

●体罰などによらない子育てのための工夫のポイント(出典 福岡県)

場合があります。子どもの話を聞く、時間をかけて待つなどすることで、お互いに心地よい関係を育むことができます。

POINT 01 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

子どもも子どもなりにいろいろなことを感じ、考えています。誰かにその気持ちや考えを受け止めてもらえることで、大切にされていると感じ、心が大きく成長します。



お互いの気持ちや考えが
ずれているのかもしれない。

子どもに考えを聞いてみたり、相談をしながらどうしたら良いかを一緒に考えてみてください。

POINT 02 子どもの成長・発達に合わせた工夫を

大人と同じように、子どもも一人ひとり、できることとできないことがあります。どんなに頑張ってもできないとき、子どもは「自分はダメな子だ」と自信をなくし、大人も「させようとする」がストレスにつながります。

「困った」を変えるちょっとした工夫

何度言っても危ないことを繰り返す

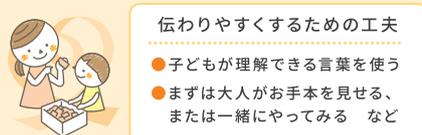
▶危ないものはあらかじめ子どもの手の届かないところにしまう

言われたことをすぐにしない、やめない

▶散歩に出かけるなど場面を変えたり、子どもの好きなことを話題にしたりして、気持ちを切り替えるきっかけを作る

POINT 03 声かけは肯定的にすると伝わりやすく

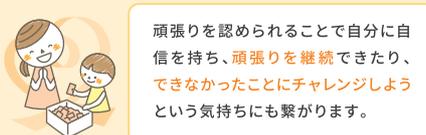
子どもには「うるさい!」といった感情的な声かけよりも、「静かにしようね」など肯定的で具体的に伝えましょう。穏やかに、落ち着いた声で伝えるとより伝わりやすくなります。



- 子どもが理解できる言葉を使う
- まずは大人がお手本を見せる、または一緒にやってみる など

POINT 04 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

子どもが何かできたとき、「当たり前」と捉えるのではなく、その頑張りを認め、いっぱい褒めてあげてください。子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにも繋がります。



●問い合わせ先

子ども家庭センター相談支援担当 ☎(580)1964